

支部ニュース

2023年2月 No.591

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●現在の改憲情勢（安保関連三文書改定による実質改憲を中心に）	久保木太一	1
●敵基地攻撃論アンケート	横山 雅	3
●新人紹介		
※人に寄り添う弁護士を目指して	竹内佑馬	4
※他人を笑顔にできる弁護士になりたい	齊藤俊希	5
●歴史のリレーランナー		
※おくれた戦中派人間の自分史	西嶋勝彦	6
●第51回支部総会（2月24日11時開始）		
※支部総会の参加のお願い	横山 雅	10
※支部総会における支部長・支部幹事の選任について		11



現在の改憲情勢 (安保関連三文書改定による実質改憲を中心に)

城北法律事務所 久保木 太一

1 明文改憲の動き

現在、明文改憲の動きもさることながら、実質改憲の動きが急激に進んでいる。2022年12月16日、閣議決定による安保関連三文書改定による、憲法9条の実質改憲である。

本稿では、その事の重大性から、実質改憲を中心に扱うものである。

もっとも、明文改憲の動きについても見逃せないため、冒頭で触れておく。

昨年(2022)年、「改憲の防波堤」である憲法審査会は、大きく決壊させられた。すなわち、7月の参議院選挙において、「偽野党」である維新の会の躍進もあり、衆参ともに「改憲4党」が3分の2以上の議席を占めることとなった。

「数の暴力」を背景に、衆議院憲法審査会は、通常国会中にはほぼ毎週開会することを余儀なくされ、運営・進行を全会一致で行うという「中山ルール」を反故にする形で、国会のオンライン出席について、多数決による「取りまとめ」が強行された。加えて、現在は、緊急事態条項についても同様に「取りまとめ」に向けた動きが見られる。

憲法審査会は、もっぱら改憲について審議する場ではなく、時の政権が憲法を遵守しているかどうかを監視する機能を持つ場である。それにもかかわらず、統一教会問題をはじめとする政権の問題を棚上げにし、明文改憲を進める姿勢は、非立憲主義的であり、なんとしてでも糺していく必要がある。

2 安保関連三文書改定と敵基地攻撃能力

2022年12月16日、岸田政権は、国の安全保障政策の方針を決める文書である安保関連三文書を、閣議決定により改定した。

改定によって変わった点で、特筆すべきなのは、(1)敵基地攻撃能力の保有、(2)軍事費を5年間で43兆円の大幅増である。

敵基地攻撃能力は、憲法9条2項の戦力不保持との関係で、これまで保有しないとされていたものである。

これまで政府が、自衛隊が憲法9条2項の「戦力」に該当しないと述べていた根拠は、武力行使三要件にある。①外国からの武力攻撃が発生しない限り武力を行使せず、その場合であっても、②他に手段がないときに限って、③その武力攻撃を排除するために必要最小限度の武力行使にとどめるというものである。

もっとも、このうち①については、安保法制(戦争法)によって大きく揺らいだ。そして、今回の敵基地攻撃能力の保有によって、有事に際しても自衛隊の戦闘行為は本邦の領域とこれに接する公海、公空内に限られ、その装備についても相手国の攻撃をもっぱらの目的とするものは持てない と



いうものとして説明されていた③についても完全に骨抜きにされてしまう。

これにより、自衛隊は、憲法9条による縛りを受けない「普通」の軍隊になってしまったという見方がある。

政府は、先制攻撃をしないことを根拠に、「専守防衛」の方針には変わりないと強弁するが、先制攻撃をしないことは、国連憲章上のルールであり、どの国の軍隊もそうなのである。「専守防衛」という言葉は、自衛隊が憲法違反であるという批判をかわすため単なる方便に成り下がってしまった。

現在、米中間の緊張関係を背景として「台湾有事」が取り沙汰されている。安保法制によって集団的自衛権を行使することになった日本は、この「台湾有事」を契機にして米中戦争に発展した場合には、戦争に参加せざるを得ない状況にある。敵基地攻撃能力の保有は、そのことも睨み、米国が日本に、これまでの「盾」だけでなく、「矛」も持たせたものだと見ることができる。安保法制によって日本は戦争が「できる」国に、敵基地攻撃能力の保有によって日本は戦争を「する」国になろうとしているのである。

アメリカのシンクタンクであるCSISのレポートでは、台湾有事におけるアメリカ側の要は日本であるとされ、米軍のみならず自衛隊にも大きな被害が出るのがシミュレートされている（ただし、同レポートでは民間人の死傷者にまでは言及されていない）。

日本が戦争の「当事国」とならないために、日米軍事一体化の流れを止め、米中の衝突を回避するための平和外交を、日本が中心となって推し進めなければならない。

3 安保関連三文書改定と軍事費大幅増

安保関連三文書改定のもう一つの問題点は、5年間で43兆円とされる大幅な軍事費増である。これにより、政府は、2027年には軍事費を現在の規模の約2倍弱とし、GDP比2%を達成させる目論みである。仮にこの目論見が達成されれば、日本は世界第3位の軍事費を有することとなる。

もっとも、日本がこのままの安全保障政策を取り続ければ衝突する可能性が高い中国は、現在、日本の6倍程度の軍事費を計上しており、その額は年々上昇している。

さらに、中国は、日本の5倍程度のGDPを有しているから、日本が防衛費を増額しようものなら、それに対抗して、簡単に防衛費を増やすことができるよ。「安全保障のジレンマ」によって、軍拡は、相手国のさらなる軍拡を招くだけであって、軍拡によっては、安全は永遠に得られない。

他方、国民生活は、物価高、社会保険料負担の増加によってかなり逼迫している。岸田政権は、今回の軍事費大幅増に際して、戦後初の「防衛増税」をすることを発表しているが、国民の意向に逆行している。実際に、世論調査を見ても、「防衛増税」は反対が賛成を大きく上回っている。

「軍栄えて民滅ぶ」という愚かな事態に陥らないためにも、「防衛増税」、及び、空前絶後の軍拡は必ず阻止しなければならない。

4 私見

以上は、特別報告集に寄せた原稿にわずかな加筆をしたものである。それだけではあまりにも味気がないので、安保関連三文書に関する市民への訴えについて若干の私見を述べる。

センセーショナルな書き出しになるが、私は、市民に呼びかける際に、以下の2つの伝え方は良くないと考えている。

① 中国・北朝鮮は脅威ではない

② 攻められたらどうするかよりも、攻められないためにどうするかの方が大事

①、②ともに「真理」かもしれないが、(おそらく)市民ウケが悪いと思う。なぜなら、「普通の人」は、中国・北朝鮮の脅威が1%でもあればそれに対抗するために武器を持つべきだと思い、か

つ、中国・北朝鮮の脅威が0であることはどんなに頑張っても論証できないはずである。また、攻められたらどうするかということを考えないことは無責任であり、攻められたらどうするかということ「も」考えた方が良く考えている（そして、左翼はその点を考えない「お花畑思考」だと思っている人も少なくない）。

ゆえに、これは単に伝え方の問題であるが、①中国・北朝鮮の脅威はゼロではないが、敵基地攻撃能力を持つことによって米国の戦争に巻き込まれる可能性が飛躍的に高まるため、結果として日本が戦争の当事国になる可能性が高まる、②我々は他国から攻められたときどうなるかということを考えてないわけではなく、（先述のCSISのレポートなども読み、）むしろ戦争になった場合のことを（軍拡派の人以上に、）真剣に考えているので、攻められた場合に不可避免的に生じる被害の甚大さを痛感し、万が一にも戦争を起こしてはならないと考えている、ゆえに……という伝え方が必要なのではないか、というのが私見である。

敵基地攻撃能力保有の国会議員アンケート の実施のご報告

事務局長 横山 雅

安保3文書が閣議決定される前の昨年11月から12月にかけて、敵基地攻撃能力保有の是非とその憲法論について、東京都選出の全国会議員（衆議院議員41名、参議院議員12名）に対し、東京支部よりアンケートを送付しました。

自由法曹団内での議論や報道のとおり、敵基地攻撃能力の保有は、従来、政府が堅持してきた専守防衛を脱却するものとして極めて危険なものであり、その保有を阻止するための材料を集めようという目的から、東京支部執行部でアンケートの内容を議論し質問事項を作成しました。

アンケートの質問事項は、敵基地攻撃能力保有について賛成か否か、敵基地攻撃能力が個別的自衛権の範囲に含まれるか、個別的自衛権に含まれるとした場合、従来の政府見解との関係をどのように考えるか、個別的自衛権に含まれるとした場合、指揮系統機能まで攻撃対象を含めるか等の敵基地攻撃能力の論点に対する認識や理由を問うものに加え、野澤支部長の問題意識であるアメリカのオバマ政権が核兵器の先制不使用宣言をしようとしたとき日本政府が反対していたことから、核兵器の先制不使用宣言に反対しながら敵基地攻撃能力をめぐる先制攻撃はしないと説明する政府のダブルスタンダードを追求する内容の質問も含めました。

アンケートの結果ですが、回答をしたのは、日本共産党の4名（笠井亮議員、宮本徹議員、吉良よしこ議員、山添拓議員）、れいわ新選組1名（山本太郎議員）、社民党1名（福島瑞穂議員）、立憲民主党1名（吉田はるみ議員）の合計7名で、自民党、公明党の議員からは一切回答はありませんでした。

回答された議員7名は、いずれも敵基地攻撃能力の保有に反対し、個別的自衛権の範囲に含まれないという見解が6名、山本太郎議員のみが、個別的自衛権の範囲に含まれるか否かは敵基地攻撃能力の定義によるものだという回答でした。

アンケートのたたき台を作成した私の個人的な目的は、敵基地攻撃能力保有賛成派の賛成理由を具体的に説明させ、その説明がおよそ憲法の理念から逸脱していることを明らかにすることだったので、賛成派の議員から1通の回答も無かったのが残念でした。このような取り組みは今後も継続していきたいと考えております。

新人紹介

人に寄り添う弁護士を目指して

弁護士法人響 竹内 佑馬

1 自己紹介

はじめまして、弁護士法人響に所属しております、74期の竹内佑馬と申します。出身は滋賀県栗東市で、中学校までは地元の中学校に進んだのち、彦根市内の彦根東高校に進学しました。その後立命館大学に進学し、環境を変えたかったこともあって、同志社大学法科大学院に進みました。修習は、色々と縁があり、また一度は関東に行きたいなとも思い、さいたまを選択しました。正直に言えば何もない地方都市でしたが、物価も多少安く、住みやすいところだなと思いました（ちなみに今もさいたまに住んでいます）。ただ欲を言えば、コロナ禍ということでイベントもほとんどなかったので、もう少し他の修習生とも交流を深めたいなとも感じました。



小学3年生頃から野球をやっていて、中学と高校ではキャプテンを務め、高校では一度甲子園にも出場することができました。他にもカラオケが趣味で、一時は週4で通っていました。B'zやGLAYなどを良く歌っています。

2 弁護士を志望した理由

私が弁護を志したのは、自身が子供の頃に、親族が交通事故に遭った際、親族が弁護士の先生にとってもお世話になったことがきっかけでした。このときから弁護士という職業に強く憧れを抱くようになりました。大学進学後も、ゼミや授業の中で、弁護士がマイノリティーや社会的に弱い立場にある方々の力になることができることを学び、社会をより良い方向に進める力をもつ弁護士という職業により魅力を感じました。

私自身、人の話を聞くことが好きであり、その点で弁護士に向いているのではないかと考えております。今後も、そうした自身の長所をしっかりと伸ばしつつ、経験を積み、学修を深め、相談をしてくれた方に寄り添いつつ、求める内容をしっかりと聞き取り実現できる、そんな弁護士を目指していきたいと考えております。

3 自由法曹団と私の今後について

自由法曹団は、響への入所と同時に参加することとなりました。

入団して数か月ということもあり、まだまだその活動内容については理解が及んでいないところもあるのですが、基本的な思想や方向性については、多く共感できるところがあると感じております。また、そうした活動をされていた諸先輩方とも関わりを持てる環境だと思っておりますので、今後はより積極的に参加し、自身もより成長していくとともに、自身の力を団にも活かしていけるように頑張っていきたいと思っております。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほどお願いします。

他人を笑顔にできる弁護士になりたい

弁護士法人響 齊藤 俊希

1 自己紹介

はじめまして、弁護士法人響に所属しております74期の齊藤俊希と申します。生まれは福島県福島市ですが、1歳にもならないうちに関西に移り住み、今までの人生の9割方を兵庫県西宮市で過ごしました。修習地は大阪でした。慣れた土地で修習まで過ごし、自分自身の視野を広げるために東京にやってきました。趣味は野球観戦で、阪神タイガースのファンです。東京では阪神の中継がほとんどされていないので、寂しいですが、球場に行き応援したいと思っております。

2 弁護士を志望した理由

私が弁護士を目指した理由は、弁護士という職が自分で得た知識を使って、人々を救うことができる職であるということに魅力を感じたからです。

人生を過ごすにあたって、自分の幸せを求めることはとても重要なことだと思います。ただ、私はそれだけでは満足しません。私の周囲にいる人、これから関わることになる人が笑顔になれるように自分の知識やスキルを提供していきたいと思っています。より多くの人を笑顔にするためには、私自身のスキル向上を目指すこと、様々な分野での実力をつけることが重要なことと考えております。

弁護士1年目は、響で債務整理の分野を磨き、その後さまざまな分野を開拓していきたいと思っております。

3 自由法曹団と私の今後について

弁護士法人響に入所し、自由法曹団へ参加することになりました。

正直なところ、自由法曹団がどのような活動をしているのか、どういった目的をもって活動されているのか、現状把握しきれないところは多々ありますが、今後の活動を通じて、自由法曹団のことをより知れたらなと思っています。

ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

歴史のリレーランナー

おくれた戦中派人間の自分史

お茶の水合同法律事務所 西嶋 勝彦

1941年1月25日生まれ（同年12月8日日本海軍の真珠湾攻撃で太平洋戦争始まる）

1962年4月弁護士登録（17期）

1. 身内の戦争被害

私のルーツは実父が佐賀は鍋島の支藩多久藩の兼農下級武士（陣内を名乗っていた）、実母は福岡市近郊の百姓家育ち、実母が私を産んですぐ亡くなったので、子のいない妹夫婦の養子となる（養子であることを知ったのは、大学の入学願書提出の時だった）。

長兄はシベリア抑留帰りだが、生前委細を聞いていなかったのは残念だ。

旧制中学生だった次男は通学中の駅のホームで米軍機の機銃照射で倒れた。

三男は私と同様、子のいない実父の弟夫婦の養子となる。

長女は西鉄の経理畑で働き、後妻を迎えて私と腹違いの弟2人と同居を続けて家計を助けていた。しかし過労から結核を患って入院した上、生来の股関節脱臼に悩まされていた。あれやこれやで婚期を逸していたことは間違いない。戦争の犠牲者といっても過言ではなからう。

私は大学の授業料は奨学金でまかなったが、生活費は養父母が苦しい家計から1万円（当時の公務員初任給2万8千円）を送金してくれた。中学時代の友人と同居する自炊生活だった。

この京王線下高井戸の賃貸の部屋は、修習生時代、17期青法協いしずえの編集会議や読書会の場に供していた（同居の友人は大学卒業後、父の会社経営を助けるべく帰福した）。

実母と養母の長兄にあたり、長男として実家を継ぐはずだった本人（実母と養母の長兄）は陸軍軍曹で戦死。彼の娘、つまり私の従姉にあたる彼女（父の戦死後母の生家に戻っていた）は、終戦直前の米軍の焼夷弾により殺された。

養父の関係者にも、戦死者が少なからず居るが省略する。

私自身が戦火を身近に感じたのは、福岡中心部が米軍機の空襲による花火のように燃えさかる様を近くの高台から見ていたこと、自宅の庭に掘られた防空壕生活の一端を記憶に留めていたことなどである。

場違いではあるが、ここで、同期の小高丑松さんのシベリア抑留生活を記しておく必要があるだろう。彼の著作の中に紹介されているが、抑留中にも軍隊の階級が残り、上官から何かの折りに、今一番欲しい物は何かを問われ、間髪を入れず「あんパン」と答えたシーンが印象に残っている。彼は生き残る術としてロシア語をマスターしようと決意し、相応の努力をした。同期で裁判官に任官したY氏が再任されるか危惧していたものだが、無事再任されたことを祝す口実で有志でソ連旅行に臨んだが、現地でも小高氏のロシア語は十分通用した。



抑留生活を展示した新宿住友ビルの会場やロシア料理店に同行したことも懐かしい。年に数回、彼から私に、「そろそろ・・・を企画しては」と指示が届く。私なりに受け止めて会合、紙誌の発行を企画して同期の諸君にはかる、という流れである。故人となった彼は、きっと苦笑していることだろう。

2. 60年安保の頃

60年安保の前年59年（昭和34年）中央大学法学部法律学科に入学した12組の諸君の多くは、公立の合格発表待ちのためだったらしい。私は単に入学関係費用の準備に手間取っていたにすぎない。外国語別に入学手続きが遅れていたためクラス分けされ、私は英語組になったが、この授業の大半はつぶして、私が情勢報告して討論と行事＝デモ参加を呼びかけ（尤も一方的であったが）、その間教師は部屋の隅で90分の授業中黙然と座っていた。そして、当日又は他日のデモ集合時間と場所を指示して終わるという次第。

多くの者は司法試験を目指しており、1年の2学期に一斉に各研究室の入室試験に応募していた。私もさる研究室に応募して合格し、研究室に席（机）が与えられた。デモの指揮と研究室で静かに受験科目の参考書をひもとく、という二重生活である。この研究室の主宰者は元検事M氏で、私に対し、司法試験の改悪反対のデモなら良いが、安保反対デモなどはダメとのたもうた。私はこれを無視して二重生活を続ける。翌年は安保本番である。仲良しのT君は国会前にズラッと並んだ機動隊のホロ仕様のトラックに登って踏んづけて暴れていた。のちに警察官僚となる（刑事畑でオウム真理教担当）T君は直接には坂本弁護士一家拉致・殺害事件について、国会で後手に廻ったことを謝罪していた。

さて、安保反対の声とデモの列は全国から国会を取り囲み（高校の同級生のI君は、東大教養部の一年生集団の先頭におり互いに「頑張れ」と激励した）、私も何度か構内に入ったが、機動隊にゴボウ抜きされて押し返され、ある時、中から外に向かって投げられた小石が左手の指に当たり負傷した。咄嗟に顔面をかばった結果と思われる。その傷跡は長期に残っていた。

安保条約が6月15日自然成立した後、三井三池炭鉱の闘いに向かった。周囲には福岡の実家に帰省すると言いついて、一人大牟田に足を向け、炭労と総評が指導する「ホッパー死守」のスローガンのもとに集結した労働者の隊列に加わった。ここでも機動隊のゴボウ抜きに合うが、その前に警棒で背中を数回殴られていた。帰宅した時、母に背中の棍棒跡を目ざとく見つけられ、私自身負傷の全体像がやっと分かった。数ヶ月痛みに耐える生活が続いた。

冷静に考えるとき、私を含む学生の応援は邪魔な存在だった。秋口の日比谷公会堂の集会で社会党浅沼稲次郎書記長（当時）が右翼山口少年に暗殺された時もその後も、安保闘争が社会党や学生の力で起きたものと認識されていた世論の多くと同じような反対の誤解にもとづくと言えよう。

ともあれ、秋から私は司法試験の準備に向かう条件が整ったはずだが、そんなに器用にはいかなかった。自治会の仕事の引き継ぎ（＝決別）にも時間をとられる事態が待っていた。半年間位はいわば2本立て興業である。但し、真法会の答案練習は利用することにして3年生の秋からは、この答案練習で足りない判例百選や著名な学説に目を通した。

その年の秋以降、受験勉強の遅れを取り戻すべく、研究室に通った。しかしその空気になじめず退室届を出して（この時他に2人が行動を共にした。一人A子君は成績がトップだったらしく、卒業式で表彰されており、もう一人のS君は中堅企業のメーカーに就職し、入社早々に労組づくりに取り組んでいた）、一人で受験勉強を続けることとした。選択科目は横井芳弘教授のゼミ（この時の縁で大学に残るよう強く求められる）で一通り学んでいたのが労働法を取り、肌が合う政治学的的をしぼった。

約1年このような生活をつづけ、4年生となった4月からは、答案練習と判例百選を並行して、教科書の補強をした。択一、論文、面接と進み最後の面接では試験官に恭順の態度を示し、あえて論争の類はしなかった。かくて漸く合格発表の日を迎えた次第である。なお、横井教授には、助手の試験でドイツ語が苦手なら俺が教えてやるとまで言われたが固辞して労弁が良いと答えた。

3. 労弁から労弁と大型刑事事件弁護

新人弁護士の就職の実情は、私が在京同期の就職の窓口になっていたので、最後に残っていた事務所のうち刑弁の比重が高い事務所として東京合同法律事務所を紹介されて、応じることにした。確かに労働事件は、埼玉の全国金属の労組のオルグと東京合同の福島等先輩の細い糸でつながっているだけだった。

ところが入所早々埼玉全金の中核労組の一つ、金剛製作所支部（全員加入）に人員整理が襲った。金ピカバッチの弁護士は登録早々現場に投げ出された訳である。幸いにも金剛労組の闘いは全面勝利に終わり（全員職場復帰とバックペイ）、私も労弁の一角に名を占めることになった。埼玉全金の事件（個人的解雇事件等が多い）は大半に係わるようになった。

川口市の信和バルブは、偽装倒産で全員解雇となったが、後述の荒井新二さんも加わって解雇無効と工場占拠の無罪をもぎとった。

しかし、事務所は松川事件や諸々の弾圧事件に忙殺されていた。事務所の先例では、1年生は必ず一つの弾圧・えん罪事件をになうこととなっており、私が八海事件（第3次）、同時に入所した宇津泰親さん（17期）が狭山事件を、それぞれあてがわれた。念願の大型刑事事件に出会うことになった。

因みに、18期不在で19期田中富雄さんは辰野事件（後に狭山事件の弁護人になっていた東京合同の全員が差別批判の観点がない、という解放同盟の指示（？）からか）全員解任されて、その後辰野事件に加わっている。20期も不在、21期岡部保男さんは白鳥事件、22期の荒井新二さんは大須事件等々である。

私の八海事件に話しを戻すと、1、2審の死刑（吉岡の4人共犯説供述）に対し、第1次最高裁は広島高裁へ破棄差戻し、差戻審（村木裁判長）で無罪となるや検事が上告（第2次最高裁）して、破棄差戻しとなり、広島高裁で再び阿藤氏死刑他の3名も長期の有罪となって、第3次最高裁に上告したばかりであった。

第1次最高裁の頃は正木ひろし氏のほか、岡林辰雄さんをはじめ自由法曹団の有志が弁護人に名を連ねている。「真昼の暗黒」などの裁判批判に対し、時の最高裁長官田中耕太郎は「雑音に耳をかすな」とマスコミや全裁判官にも呼びかけた。

第3次最高裁は、佐々木哲蔵、青木英五郎氏ら、裁判官や検事経験者が取り組んだ。しかし関係者の行動を計算上何分何秒とまで判示するなど非常識な事実認定であるほか、佐々木哲蔵夫妻（当時）が自由法曹団総会に乗り込み弁護依頼をする一幕もあり、岡林、上田両氏のほか、旧所員であった後藤象二郎、正木ひろし、原田香留夫という布陣であった。関西では神戸の小牧英夫氏が中心で山下潔さんら登録直後の18期の諸君も加わった。上田さんが東京のとりまとめは君に頼むと言って直接誘ってきた。

記録が膨大であることは知っていたが、何からどう手をつけるべきか悩ましかった。根本は、吉岡単独犯なのに、彼の虚言に振り回され、これに乗じた検事の新しい筋書きの作成と関係者の新たな証言づくり（典型が内妻木下ムツ子に対し阿藤氏が獄中婚したことを材料に悪感情を吹き込み、公判で上記の新証言を強要し、旧証言のままだと偽証罪になるとの脅迫も）、原田弁護人への家宅捜索などなり振りかまわぬ再捜査を展開した。

第3次最高裁の闘いの火は関西から上ったが、国民救援会や総評が支援決定したことで急速に広がった。現地調査、被告人の一人が専従となって全国をまわった。最高裁は第2小法廷係属（裁判長奥野健一）となった。私は記録読みの外、講演活動、現地調査の準備、最高裁裁判官との個人面会の上での要請行動（当時は可能。例えば第二小法廷裁判長奥野健一裁判官に補充書の一部として「世界」掲載の論文＝広津和郎、を提出）に時間を割いた。一番時間を取られたのは、東京弁護士事務局（関西は小牧弁護士）として弁護団をまとめる仕事であった。弁護士2年目にして最高裁で弁護する羽目になった。それとは別に弁護人の時間割り当てでは、そうそうたる先輩弁護士の弁論テーマと所要時間、用意する図表などの準備と担当書記官との打ち合わせもあった。（※弁論表は割愛）

八海事件が勝利して関係団体にお礼を兼ねた報告廻りが待っていた、その過程で、混迷を究めた被告団と救援組織、一部の救援組織の誤った認識による弁護団との亀裂が生じた経緯と修復成った顛末を記しておく必要もあった。

死刑を免れるために悪友連中を共犯に引き込んだ吉岡のウソの正体と最終段階で告白するに至った彼の心情を追録しておく必要があった。吉岡から伝言を託された隣房者の存在や全員無罪確定後吉岡に面会して報告しつつ彼の心情を探るために広島刑務所に、佐々木夫妻、原田弁護士に同行して吉岡と改めて面会した録音テープの内容は貴重だが、ここでは吉岡の言葉のみにとどめる。「かんんにしてやって下さい」「自分の方には偽証が来ないでしょうか。裁判になるようなことはないでしょうか」「検察がやらせたんだから…」「本当にすまないことをしました」。

これらの事情から、岡林、上田両先輩から「八海事件18年」（後に労旬社から出版）の執筆をすすめられた。名は推挙でも実態は命令と受け止めるほかない。後述仁保事件との絡みの時には、すでに結婚していたので、妻にそのための八海事件原稿執筆のためにこもるホテルを自宅近くに見つけてもらうことにしたところ、高円寺のラブホテルをやっと確保した。その頃私たちは中央線荻窪駅と西武新宿線井荻駅の中間のバス停四の宮小学校前の1DKのアパートに住んで居た。

陣中見舞いに来た岡林さんが部屋の四面下半分が鏡張りになっていることが分かり、複雑な表情をしていたのを今でも忘れられない。約1週間で初稿を書き上げ、以後岡林、上田両氏と救援組織の関係者に回覧して一月以内に完成したと思う。

八海事件の上告趣意作成作業と併行して仁保事件の上告趣意書の作成が重なっていた。仁保事件は、八海事件と同じく山口県（山口市仁保）の事件であったが、住民たちは被告人の岡部保氏の無実を信じていた。八海事件の諸君が無罪確定後八海に戻っても、住民は冷たかったのと対照的であった。仁保事件では上告趣意書の担当は取調べの録音テープ分析であったが、弁護側には完全なテープの反訳がなく、妻は最高裁の主任書記官に同行して反訳業者を訪ねたと言う。

この外、現場に残された地下足袋痕から白星印の本社（久留米市）を訪ねたりした。又、両事件とも真犯人を知っているとの人物が表われ、片や山口県の某所を訪れ（仁保事件）、片や和歌山県の某所に走った（仁保事件）。両者ともガセであった。

仁保事件は広島高裁で無罪となり、検事の再上告なしに確定した。その影には一家を上げて支援した主婦小沢千鶴子さん（東京）が居た。もう一人広島事務所の事務局三好禎子さん（当時広島事務所）の献身を忘れてはならない。中心となっていた弁護士の佐藤久君（当時東京合同）は、守る会の子子学生と縁を結んだ。

4. 波谷事件ほか

波谷事件は、広島の前田香留夫弁護士が、最高裁段階で協力を求めてきた事件である。すでに弁護人になっていた同期の元検事渡辺淑治氏のすすめもあったらしい。対立するヤクザ組織の頭を殺害した教唆犯として、実行犯の組員とともに1、2審長期刑を科されていた。私は東京に居た親分のアリバイを担当するとともに、実行犯の供述のウソを分析することになった。

当時、彼は所属する親分波谷氏から離れ、身も心も完全に彼を鉄砲玉として送り出す組が、盛大な送別会を開いて激励していた。親分宅で殺害用の拳銃を渡されたとの供述が、波谷氏を巻き込む唯一のものであった。

勿論、私は波谷組の本部（拳銃を渡されたという部屋）、殺害現場の武生市内の対立組長経営の店も見つめた。又、服役中の主犯を仙台刑務所に訪ね、事件の真相を確認して報告書を作成し最高裁に提出した（差戻し後、主犯は証人となった）。

その頃、徳島再審事件で、東京、大阪、高松などに同行することが多かった角田由紀子氏に私の担当部分を手伝ってもらった。弁護団には原田氏が口説いて元広島高裁長官氏も居た。

破棄差戻しの最高裁判決により、名古屋高裁金沢支部で審理され無事無罪判決となった。

なお、波谷氏はバクチ打ちですでに一角の人物と評されていたが、無罪判決によりさらに評価が高まり、私のもとへも獄中を含むその筋の人から事件の相談が来るようになり、刑事事件については受けることもあった。

一例を挙げれば、前述の渡辺弁護士の依頼で伊勢市のホテル乗っ取り事件があり、名古屋高裁の控訴事件の共同弁護人となり、ホテルの経理を分析することになった。債権者としての主張を展開したが容れられなかった。

再審の特別抗告は棄却されたが、同日仮釈放となった後房一氏の闘いも忘れられない。大塚一男さんが日弁連の委員会の委員長であったが、高野孝治さんら地元の若手の働きは特筆ものである。

紙数が尽きたので、死刑再審の島田事件（第6次）、徳島事件（第5、6次）、福井の前川事件（第2次が名古屋高裁金沢支部に係属）、死刑再審の袴田事件（第2次）の弁護活動について記述したかったが、現在袴田事件の主任弁護人（弁護団長）であることのみを記して筆をおく。

第51回支部総会(2月24日11時開始)

支部総会の参加のお願い

事務局長 横山 雅

今年も残念ながら総会はZoom開催です！自宅から、事務所から、その他の場所からでも、何をしながらでも参加できますので、是非ともご参加下さい、金平茂紀氏の講演は13時からです。

参加申し込みは2月13日（月）（その後ももちろん可能ですが、支部幹事選挙のためご協力下さい）までにdantokyo@dream.comに「支部総会参加」と書いてメールを送信ください。

団員弁護士だけでなく、事務局員の方の参加も大歓迎です。事務所ごとに一括してメールで申し込みいただいてもかまいません。その際、討論で発言を予定している場合はその旨お伝えいただけますと運営がスムーズになりますので、宜しくお願い申し上げます。

支部総会における支部長・支部幹事の選任について

支部ニュース 2022 年 12 月号でお知らせしたとおり、2023 年 1 月 10 日午後 1 時まで、支部団員による支部長候補及び支部幹事候補の推薦届出期間となっておりましたが、同期間中に、支部幹事は団員からの推薦届出はありませんでした。その結果、支部幹事候補は、1 月支部幹事会で推薦された幹事候補者は、総会における信任投票を経て、総会で支部幹事を選任することとなります。

＜支部幹事候補者に対する信任投票の方法＞

今回は Zoom による開催ですので、開催のために支部会議室に集まる執行部も含めて、郵便による書面投票を行います。

投票受付期間は 2 月 15 日（水）午前 10 時から 24 日（金）午前 10 時までです。

郵便投票の宛先は、団支部事務所（〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6 メゾン文京関口Ⅱ202号）とします。

投票用紙は、2 月 13 日までに参加申し込みをされた団員に対し、順次発送いたします。2 月 17 日までに投票用紙が届かない場合、団支部事務所までお問い合わせ下さい。

選挙管理委員会委員長 小河 洋介

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,280	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJJ2-08407 2022年10月3日)